

意味においても、本書の刊行は、まさに時宜を得た、そして契機的なものであると言い得てくるのである。

さらに右のことにちなんで言えば、本書に附載されている「森鹿三先生と木簡研究」（大庭脩氏記）は、先學者に必然的に荷せられる苦闘の道程を肉薄的に敘述したものであって、一讀の價値がある。敢て蛇足を加えれば、以上のこの拙評が、平板なものに終止してしまつた事由も、この大庭氏の周到な一篇の存在に依るのかも知れぬ。

最後に、居延簡研究の驥尾に付した者の一人として、著者の功業に敬意を表し、本書の上梓を慶賀しつつ、筆を擱く。（尾形 勇）

## 清代重要職官の研究

楳木野 宣著

昭和五十年三月 東京 風間書房 A5判

本文及び清代重要職官在職者通檢共六五二頁

本書の著者楳木野宣氏は群馬大學に在職せられ、長らく清代官制に關する研究を行つてこられたが、その研究成果を本書にまとめられた。本書のあとがきによれば、氏は本書に收められている「清代重要職官に關する基礎的研究」と、その附篇である「清代綠旗兵制の研究」を、東京教育大學に博士論文として提出され、文學博士の學位を授與されたとあるが、誠に本書こそ氏の精魂をこめられた費

重な勞作であるといえよう。吾々が本書を通讀すれば、氏の並々ならぬ研究の跡が隨所にみられ、吾々後學に幾多の示唆を興える好著となつてゐる。筆者のごとき淺學の徒が、本書を書評することは、誠に僭越の極みであるが、氏と同様な問題關心を有する者として、ここに拙筆をも省みず、いささかの所見を披瀝するものである。

さて本書は本篇・附篇からなつてゐるが、氏のあとがきによれば、氏は最初清代綠旗兵制の研究に従い、のち問題の關心が滿漢任用の多寡の比較研究に移つたとある。氏はこれまでこれらに關する數々の研究論文を各誌に公表されてきたのであるが、本書を公表するに際して、今迄の研究の不備な點に補正を加えられ、現段階における氏の研究成果を網羅された。ここではまず本書の構成に従い、最初に本篇の論點を整理しておく。

### 序章 清代重要職官研究の課題

#### 第一章 重要職官滿漢比較上の諸問題

#### 第二章 重要職官滿漢比較の要領

#### 第三章 總督滿漢比率の變動

#### 第四章 巡撫滿漢比率の變動

#### 第五章 大學士滿漢比率の變動

#### 第六章 軍機大臣滿漢比率の變動

#### 第七章 部院大臣滿漢比率の變動

#### 第八章 滿漢比率の變動と滿洲政權の消長

#### 結章 清代重要職官の特色

序章で氏は、清代の重要職官について、それぞれの沿革・設置・組織・職掌・意義等について究明することと、同時にこれらの重要職官についての滿漢任用の多寡を比較研究することが、滿洲政權の

消長とも密接に關連するところがあると思われ、清代史研究における重要な課題であると指摘される。ところで従来の研究にみられる、清朝は原則として重要職官における滿漢一體・滿漢併用を適用したが、實際の任用においては滿厚漢薄であったというのが既定の事實になっている點については疑問であるといわれる。氏によれば、このような誤解が生ずるのは、清一代にわたる中央・地方の重要職官の任用の實際の推移に徴して仔細に再検討し、その結果より歸納して立論しないところにあつたと考えられる。そこで氏は第一章で、清代重要職官任用における滿厚漢薄を再検討するに際しての主要な問題點と研究の困難さについて述べている。すなわち ①重要職官在職者の實數把握。ここでは約二萬名に近い重要職官在職者の延數から重複を整理して總實數を明確に把握する際の煩瑣な操作と多大の時間と努力。②重要職官在職者の滿漢判別。ここでは滿漢判別に際しての檢出不可能なものについての識別の困難さがある。③重要職官在職者の在職規定。ここでは清代重要職官の任免に關連して、それぞれの職擅行使者の實情を明らかにする際の規定の問題がある。④重要職官在職者の滿漢比較。ここでは重要職官在職者の滿漢の厚薄如何を比較検討する際の方法の検討がある。

第二章では第一章での諸問題についての氏の取組みについての諸要領と経過のべられている。その結果 ①全重要職官在職關係者の總實數は二、一三〇名であること、②清代重要職官在職者全員の在職狀況、並びにそれぞれの在職期間を滿洲・蒙古・漢軍・漢人の別にし、前三者については隸屬旗別、漢人については出身地域別、さらに滿洲・蒙古・漢軍・漢人すべてについての仕途別の各典據を明らかにしてこれらを集大成して「清代重要職官在職者通檢」と名

づけられた。③滿漢在職者の多寡厚薄を比較検討する際、事實上の在職者を在職者とみて、一旦任命されたものでもその任にいないような場合は除外された。④重要職官在職者滿漢比較に際して、その人數の多寡は各十年ごとの比較方法を採用された（在職者數の滿漢比較）。しかし人數の多寡だけの比較では、各年間の任免異動が考慮されない缺點がある。そこで氏は、月を單位として、各月ごとの在職者の滿漢別を明らかにした上で、滿漢それぞれ當該年間の在職月數を比較する方法をとり（在職月數の滿漢比率）、《滿漢百分比率算定表》を作成された。その際、蒙古は滿側に入れるが、漢軍に關しては、滿側に入れる場合と、漢人側に入れる場合の二方法を並列された。そしてこの要領によって入關後の一六四四（順治元）年から辛亥革命の一九一一（宣統三）年までの全重要職官滿漢比率の變動について調査された。

第三章から第七章までは、清代重要職官のそれぞれについての滿漢比率の變動について調査された結果であるが、順次その要點のみを列挙しておく。

第三章 總督滿漢任用の實態  
。在職者數の滿漢比較。

清初入關定鼎以後、康熙二十年代までは漢軍、以後乾隆末までは滿洲、それ以後は漢人がそれぞれを壓している。漢軍を滿洲として扱った場合には清初から乾隆末までは滿が多數任用され、嘉慶以後清末までは漢人の任用が多數となっており、漢軍を漢に入れた場合には、清初から乾隆初までは漢の方が多數であり、乾隆年間には滿が多數、嘉慶以降清末までは漢の任用が多數になっている。

。在職月數の滿漢比率。

滿洲の占める割合だけはほぼ同様であるが、蒙古の占める割合は低くなっており、漢人の占める割合はさらに減少しており、漢軍の占める割合のみはかなり増大している。そこで漢軍を滿に入れば滿厚漢薄となり、漢に入れると滿薄漢厚となり、漢軍の扱いが重要な意味をもつ。

。滿漢比率の變動と滿漢任用の實態。

漢軍を滿洲とした場合は滿厚漢薄となり、總督には滿洲を任用したことになるし、漢軍を漢とした場合は、滿薄漢厚になるから總督には漢人を任用したことになるという。

第四章 巡撫滿漢任用の實態

。在職者數の滿漢比較。

清初入關定鼎以後康熙初年までは漢軍が壓倒的で康熙十年以後は大體漢人が多數を占めるようになり、滿洲は乾隆前半の約三十年間首位を占めただけである。これらを大きく滿漢二つに大別すると、漢軍を滿洲として扱った場合には、清初以來乾隆年間の半ばごろまでは滿が多數であり、それ以後清末までは漢の任用が多數になっている。漢軍を漢に入れた場合には、滿初以來一貫して漢の方が多數であり、中ごろ時に滿がわずかに漢を越えることがあったにすぎない。

。在職月數の滿漢比率

漢軍を滿に入れる場合には約5%の開きで漢が多く、漢に入れると壓倒的な滿薄漢厚である。

。滿漢比率の變動と滿漢任用の實態

漢軍を滿洲とした場合には、清初以來滿厚漢薄ということができるとし、漢軍を漢にした場合には、清一代を通じて滿薄漢厚であった

ということができるとし、巡撫の任用に於ても漢軍の存在はきわめて微妙であった。

第五章 大學士・協辦大學士任用の實態

。在職者數の滿漢比較

大學士任用が滿漢同數の併用の原則にそって實施されたためか、滿漢多寡は僅少近似の數であり、その實態は判明し難い。

。在職月數の滿漢比較

漢軍を漢に入れた場合は、滿漢同數の併用の原則に近いが、滿薄漢厚である。漢軍を滿に入れた場合は、滿漢併用の原則から遠ざかるが、滿厚漢薄である。

。滿漢比率の變動と滿漢任用の實態

雍正・乾隆年間に大學士・協辦大學士任用における滿漢同數の原則が定められた後は、それが大體正確に維持された。それ以前に於ても、入關前後を除けば、滿漢比率の開きは大體僅少にとどまっていた。さらに蒙古が滿洲に加えられることよって滿漢同數を維持するところがあり、漢軍が漢に加えられることよって滿漢同數が堅持された。だからここでも漢軍の取り扱いが焦點であった。

第六章 軍機大臣任用の實態

。在職者數の滿漢比較

滿洲と漢人とが終始任用されている。その間當初の時期は滿洲がより多數であり、清末の時期は漢人がより多數であった。

。在職月數の滿漢比率

滿洲と漢人がそれぞれ四〇%代の比率であって滿洲の方がより多く任用されている。漢軍は僅少で〇・二%であるので、滿漢いずれに入れても影響するところは大きではない。

。滿漢比率の變動と滿漢任用の實態  
 滿漢同數の原則は定められていなかったが、任用の實際に於ては滿漢均衡がとれていた。ただ當初より乾隆年間までは滿厚漢薄であり嘉慶以降清末までは滿漢交互に多寡となっているが、その間には極端なへだたりはない。

### 第七章 部院大臣任用の實態

。在職者の滿漢比較

漢軍を漢として取り扱う場合の方が滿漢同數に近くなり、滿漢併用の原則が大體實施されたことになる。

。在職月數の滿漢比率

漢軍を漢とすることによって滿漢併用の原則が實施されたことがより明確になる。

。滿漢比率の變動と任用の實態

清初順治初年滿漢併用未制定、並びに未確立の時期と、清末光緒末年の部増設並びに滿漢併用廢止後を除いた全體の間、漢軍を漢人として取扱つた場合には、ほとんど完全に滿漢併用が實施されていた。漢軍を滿洲として取扱つた場合には、滿漢併用の實施は充分ではなく、滿厚漢薄の状態が相當あつた。

第八章 滿漢比率の變動を辿ることによって指摘しうる特徴として、次の三點をあげている。

①漢軍は清初四〇%代で他を壓していたが、その後漸減の一途を辿り、乾隆以降さらに激減していった。

②滿洲は清初より漸増して乾隆前半ピークに達し、後半より漸減して清末に及んだ。

③漢人は、當初から漸増の傾向をとっており、乾隆後半には四〇%

代、嘉慶年間には五〇%代、道光末年以後は六〇%代に達している。

次にこの三つの傾向を重要職官の個々の場合について點檢する。その結果、總督巡撫の場合には特に漢軍について漸減の傾向が顯著であるのに對し、滿洲比率の増大と、漢人比率の漸増もまた明確に認められる。

次にこのような滿漢比率の變動と滿洲政權の消長との關係について、

①漢軍は清初に於ては、清朝の中國征服の協力者であり、そのため仕途に於ても特別待遇があつたが、清朝の中國支配の確立と共に、漢軍にして重要職官に任用される者は、科擧に應じて進士となる必要があつた。かくて漢軍比率の漸減はそのまま滿洲政權の確立を示すものであつた。

②滿洲比率の増大している時期は、滿洲のための特別仕途（筆帖式・侍衛等）が最高比率で繼續している時期と一致しているが、滿洲比率が漸減しはじめの時期は、特別仕途の比率が低下し、進士の比率を主とするその他の比率がこれにとつて代る時期と一致している。

③漢人比率の漸増をその出身地域の分類により檢討すると、江蘇を中心とする江南諸省の地域と、直隸を中心とする北方諸省の地域とが二大中心地域をなしており、特に前者が斷然他を壓している。但し、督撫の場合は、後半に湖南・安徽出身者が多くなる。これを仕途により分類すれば、軍功が大半であり進士が僅かである。つまり漢人は進士によらなくても仕途の道が開けたことになる。

④氏は結論として、滿洲政權の確立と共に漢軍比率が漸減し、滿洲

政權の安定と共に滿洲比率が増大し、滿洲政權の衰退と共に漢人比率が漸増していった點に注目され、このような清代重要職官滿漢比率の變動は、そのまま滿洲政權の消長を物語っていると述べられる。

さて本篇を通讀しての感想を述べれば、漢洲王朝の支配の實態を分析するために、氏が重要職官の滿漢比率を全時代に亙つて明らかにされたことは意義のあることであり、その點本著の價值は偉大である。特に氏の分析を通して明らかになつた清初における漢軍の重用、中期における滿洲官僚の増加、後期における漢人官僚の進出の實態に關しては、今まで清代史研究者が概略的に述べていたのを統計の上で實證されたものとして興味深い。またその背景として考證された氏の指摘も的を得たものと言えよう。但し、このような精密な實證にも拘らず、今一つ清代政治機構についてのダイナミックな描寫がみられない點が、讀者に一抹のもの足りなさを感じさせる。

これは一つには氏の清代政治權力機構についての把握の仕方起因するものである。尤も氏も清代政治權力機構には、前代からの中國專制權力機構と、滿洲族固有の組織とを繼承した面があることを想定されてはいるが、それが清朝成立以後、どのように歴史的に展開したかということの觀點が提示されていないように思われる。清朝は滿洲族固有の文化を堅守しつつも、一方では滿洲族固有の部族組織を入關後徐々に解消して中國式な獨裁權力機構に變質していった點を確認するのでなければ、その政治機構の特質は理解し得ないであろう。吾々は清朝國家權力機構を分析する場合、少くとも雍正以降は征服王朝としての視點より以上に獨裁權力國家としての特質に注目すべきであると思う。尤も氏が精細な分析を通して示された雍正

— 乾隆年間における任官の滿厚漢薄の事實、更にその仕途における滿洲官僚の優遇處置等からみれば、この期に於て清朝は征服王朝としての色彩が濃厚であつたと一應言えるだろう。しかし一方では雍正—乾隆期は、清朝が入關前後から徐々に中國の傳統的な統治形態を參酌し整備してきた官僚機構が完成した時期でもある。従つて任官における滿厚漢薄の事象のみで清朝獨裁權力の實態は把握できないといえよう。

次に氏が滿漢比率を考察する上で漢軍の取り扱いが問題となると言われるが、氏の分析結果からみれば確かにその通りである。ただその取り扱いとなると、氏は漢軍が當初に於いて滿洲王朝に積極的に貢獻したことと、それが任用に現われている點により滿洲に入れているようであるが、それだけでは根據が弱いと思われる。入關前後の一時期はともかく、その後は漢軍は全く漢人官僚とその任官・昇進に於て變らなくなっているし、清朝も漢軍を漢人として扱うことによつて滿漢同數併用の原則を實行していたとなると、やはり漢人として取り扱うのが妥當ではなからうか。そのことによつて滿漢比率において漢人の數が増加しても獨裁權力機構には何ら係りのない問題であらう。

ところで吾々が氏の分析で尤も興味深いのは、①は仕途による官界進出の原則を明らかにされたことである。すなわち滿人の場合、侍衛・筆帖式より重要職官に拔擢される昇進コースがあつたこと、のちは滿人も科試を経由する比率が増加してきたこと、②漢人巡撫の出身地を分析され、江南・直隸が二大中心地であること、のちになつて湖南が増加してきたことと、その任官が必ずしも科試をへなくなつてきた等の指摘である。特に③は清代の督撫權力の實態を

探る上に極めて重要な指摘であり、これこそ清朝權力の推移に係る重要な問題である。以上で本篇についての感想を終り、次に附編「清代綠旗兵制の研究」に移ろう。

この編は紙面の都合上、各章に互る氏の論理を整理しつつ私見を述べることにしよう。

氏は「綠旗兵制の特質」(第七章)の中で清代の綠旗兵制は①中國兵制史上における歴代兵制の承譜につらなっていること、②また滿洲王朝治下における漢人の諸政參學の一環として存在しているものとして總括される。

まず①に關しては「衛所制度の行方」(第二章)で明代の兵農合一的機能をもつ衛所制が、清代に入ってその機能の喪失と共に裁汰されていくことを明らかにされ、「綠旗兵制の背景」(第六章)で、十七世紀中葉以來の兵農一致・兵農分離兩論についてのべると共に、清朝が兵農分離の原則を採用した背景について考察される。その理由として、①は入關定鼎以來の旺盛なる滿洲王朝の政治權力、②は明代衛所制度の存続不可能の状態、③は當時の中國社會經濟の變化發展が兵農分離を促進したと言われる。

次に②に關しては、「綠旗兵制の概観」(第一章)で、綠旗兵制は制度において一應整備したものであったが、實態において有名無實なものであったこと、その理由は異民族統治下の漢人軍隊として、綠旗兵は清朝に對して心からの忠誠心を懷いていなかったこと、寧ろその權力をかりて民衆にのぞんだこと、最低の給與と相俟つて最低の層が兵に應募したことなどをあげられる。「綠旗兵制の制定」(第三章)では、綠旗兵は制定當初から無制の師というそしりをうけたが、清朝はそれを一向に改革せず地方的小規模の治安維

持的效果をもって満足させていたといわれる。「戰時の綠旗兵制」(第四章)では、綠旗兵を軍隊としてはじめて積極的に起用したのが三藩の亂からであるが、その目的は八旗兵の威力を温存するためであったといわれる。「平時の綠旗兵制」(第五章)では、清代の綠旗兵はあらゆる治安維持に任じたため、本來の軍事的訓練演習を怠り、營伍廢弛して軍事的能力の低下を來たす結果を生じたこと、かつまた治安維持の名のもとに恐喝劫財等で地方を擾したので、地方民の不信・蔑視とを招いたことを指摘される。

以上、この篇における氏の論點を要約したが、全般的な問題として氏は綠營軍制の否定的側面のみを強調しすぎることではないかと思われる。確かに氏の指摘するごとく綠營軍は成立當初から腐敗した體質をもっていたが、それを整備して獨裁權力の傭兵軍に仕立てようとする試みもなされた點は無視し得ない。従つて當初はともかく綠營軍が單なる八旗を温存するための軍制であるとか、また單なる地方の治安維持的效果を目的とした軍制ではなく、清朝獨裁權力に奉仕する常備軍であった點を見逃すことは出来ないであらう(拙稿「雍正期を中心とした清代綠營軍制に關する一考察」『東洋史研究』第三十四卷第三號參照)。

次に氏が綠營軍は兵農分離論に立つ軍制として成立した所以を思想・經濟等との關連で説明されているのは甚だ興味深い。しかし何故そのような軍制が清朝になって成立したかという問題になると氏の説明では必ずしも明確でない。尤もこれは氏の責任というより明清政治思想史や社會經濟史における研究の成果が十分でないことが理由となっている。明代の衛所制が崩壞して清朝の綠旗制が成立した背景として軍制の理念・機構・財政・兵餉等の諸問題につき十分

に検索することが必要となる。

ところで氏が本篇結章で今後の課題として、滿漢比率の變動を生み出した清代の歴史の複雑な動向を、さらに綿密に分析し検討していくためには、同學の人々の幅廣い研究とその總合に俟たねばならないと述べていられるが、これは綠營軍制についても言えることであり、これこそ清朝政治史研究者に課せられた共通の問題であるといえよう。筆者は先に清朝軍制史の研究動向（清朝軍制の覺書」『東洋史研究』第三十二卷第一號）を公表したが、次の課題として清朝官僚制の研究動向を考察する豫定であり、氏の提示された問題につきいささかなりとも貢獻できれば幸甚かと思つてゐる。

以上、本書の書評が紹介と感想に終つたのは一つには氏の檢證された個々の内容が餘りにも膨大で、一々檢討する時間的餘裕がなかつたためであり、この點心苦しく思つている次第である。ただそれにも拘らず本書を取りあげたのは、本書が清代官制の研究者にとって必須の著作だけになるべく早くその内容の梗概を明らかにしたかつたことと、今一つは氏の研究視角に對して筆者なりの私見をのべ、氏を始め清代史研究者の御批判を仰ぎたかつたからである。尤もその私見が或は氏の眞意を十分咀嚼せず曲解しているかも知れないが、その點は御海容を賜りたい。今後氏が本書の研究の中で提示された諸問題につき一層研究を深められると共に、筆者を始め後學のためによき示唆を與えられんことを切に祈るものである。

（大谷敏夫）

Металлургия и металлообработка

У чжурчженей в XII веке

—По материалам исследований

Шайгинского городища—

В. Д. Ленков

Новосибирск, "Наука" 1974, 172с.

本書は、現在、ソ連科學アカデミー極東科學センター極東民族歴史・考古・民族誌學研究所で考古學を専攻されている著者レニーコフ氏の歴史學修士 кандидат исторических наук の學位論文で、「十二世紀女眞の冶金と金屬加工—シャイガ城址の調査資料による—」という表題に示されている通り、プリモリーエ地方のシャイガ城址 (Аглас мира) に Шайга 河という地名があり、形容詞形の Шайгинское はこれから派生したと考えられる( ) から出土した金代の北東地域の女眞の遺物をもとにして、その金屬生産と加工の方法と技術を明らかにした考古學の研究論文である。

前半部分では、シャイガ城址での溶解爐その他の生産設備と金屬製品の發掘狀況が、後半部分では、化學分析や顯微鏡分析等を使った遺物の分析の結果が、詳細に述べられている。特に、後半の科學的分析の應用は、金代女眞の遺物について初めての試みであり、それによつて、我々は、金代女眞の金屬生産と加工の方法と技術について、最初の科學的な知識をえたと言えるのである。